

千葉県点字市政だより発行事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、視覚障害者に点字による市政だより（以下「点字市政だより」という。）を発行し、市政に関する必要な事項を提供することにより、その理解を深めるとともに、視覚障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 点字市政だよりの配布を受けることができる者は、本市に住所を有する18歳以上で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者程度等級表に定める1級又は2級の視覚障害を有する者とする。

(業務内容)

第3条 本市は市政だよりを点字化し、点字市政だよりとして毎月1日及び15日の2回発行する。

(申込方法)

第4条 点字市政だよりの配布を受けようとする者は、障害者自立支援課へ電話その他の方法で申し込むものとする。

(無料)

第5条 点字市政だよりは無料とする。

(台帳の整備)

第6条 この事業を円滑に実施するため、申込者台帳を備えつけるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。